

り災証明書・被災証明書 Q & A

- り災証明書・被災証明書の交付に関すること
市民課証明グループ 632-2265
- り災証明書・被災証明書の内容や調査依頼に関すること
資産税課家屋グループ 632-2251, 2256

Q1 「り災証明書」や「被災証明書」は、どのようなものか。

A1 災害によって家屋などが破損した場合、市が被害状況を確認し、被害内容を証明するものです。保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続きの際、提出を求められることがあります。保険金等の請求先に確認いただき、必要な場合には申請してください。

Q2 「り災証明書」と「被災証明書」の違いは？

A2 「り災証明書」や「被災証明書」は、どちらも被害内容を証明するものですが、証明の対象となる建築物が異なります。

- ・ り災証明書：居住の用に供している住家（現実に居住している持家や借家）に関する証明
- ・ 被災証明書：住家以外の建物（店舗、事務所、倉庫、所有者が居住していない借家など）や工作物（塀やカーポート等）に関する証明

※ 住家と併せて塀やカーポートなどの工作物が被害を受けた場合は、「り災証明書」にその被害内容を記載することができます。

Q3 「り災証明書」や「被災証明書」の交付を受けるためには、どうすればよいのか。

A3 証明書の交付を受けるには、事前に市による被害状況の調査・確認が必要です。調査の参考となりますので、被害状況のわかる写真をできるだけ撮影しておいてください。

なお、調査の依頼については市役所資産税課に、証明書の交付については市役所市民課に連絡をお願いします。

Q 4 「り災証明書」や「被災証明書」をもらうにはどこへ行けばよいか。

A 4 市役所市民課，各地区市民センター・出張所で発行しています。
受付時間は，次のとおりです。

・市役所市民課（市役所 1 階）

月曜日のみ 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

火曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（土曜日・日曜日，祝・休日，年末年始を除く）

・各地区市民センター，出張所（バンバ出張所を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（土曜日・日曜日，祝・休日，年末年始を除く）

・バンバ出張所

午前 10 時から午後 7 時まで（月曜日，年末年始を除く）

（システムの都合等により，業務休止となる日は除く）

Q 5 「り災証明書」や「被災証明書」を請求できる人は誰か。

A 5 水害や風害，地震などの自然災害により家屋などに被害を受けた方です。
具体的には，建物の所有者や居住者です。

（代理人が申請する場合には，委任状が必要となる場合があります。）

Q 6 申請をするには何を持っていけばよいか。

A 6 窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード，運転免許証，健康保険資格確認書など）をお持ちください。

（代理人が申請する場合には，委任状が必要となる場合があります。）

Q 7 調査が終了し証明書の交付を受けられるようになるには，どの程度の日数がかかるのか。

A 7 災害の規模によりますが，被害認定調査後，約 1 週間程度で「り災証明書」等が交付できるようになります。

Q 8 被害状況の写真があれば、「り災証明書」や「被災証明書」は交付してもらえるのか。

A 8 証明書の交付には、市が被害状況を調査・確認する必要があります。
ただし、被害状況の程度によっては、被害状況が確認できる写真の提出により、「り災証明書」等を交付できる場合がありますので、市役所資産税課にお問い合わせください。

Q 9 「り災証明書」に記載されている内容は？

A 9 り災証明書には、住家の被害の程度として、次の区分を記載します。

- ・全壊
- ・大規模半壊
- ・中規模半壊
- ・半壊
- ・準半壊
- ・準半壊に至らない（一部損壊）

また、住家に付随する工作物（塀やカーポート等）の「損壊」についても記載できる場合があります。

Q 10 「り災証明書」や「被災証明書」についての問い合わせは、どこにしたらいいのか。

A 10 証明書に記載されている内容についてのお問い合わせは、市役所資産税課までご連絡をお願いします。また、被害状況の再調査を希望される場合にも、資産税課までご連絡をお願いします。

証明書の交付についてのお問い合わせは、市役所市民課までご連絡をお願いします。

【連絡先】 資産税課家屋グループ 6 3 2 - 2 2 5 1, 2 2 5 6
市民課証明グループ 6 3 2 - 2 2 6 5